



【重要】

国土交通省鉄道局旅客輸送業務監理室より、緊急事態宣言解除後の密集・密接を避けた通学定期券の購入等について周知依頼がございましたので周知いただきますようお願いします。

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県教育委員会高等学校担当課
各指定都市教育委員会高等学校担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学附属学校担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

緊急事態宣言解除後の定期乗車券購入等について（依頼）

国土交通省鉄道局旅客輸送業務監理室より、別紙のとおり、緊急事態宣言解除後の密集・密接を避けた通学定期券の購入等について周知依頼がございました。

別添資料のとおり、ＪＲ東日本及びＪＲ西日本の取組事例を添付しておりますが、鉄道事業者における通学定期券購入等の取扱いについては、各社のホームページや駅等の案内を確認いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人担当課におかれては、その管下の学校に対して、周知いただきますようお願いします。

【緊急事態宣言解除後の定期乗車券購入等の取扱いについて】

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室

TEL 03-5253-8111（内線40634）

【本事務連絡について】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- ・公立学校について 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付（内3707）
- ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

事務連絡
令和2年5月27日

文部科学省
担当課 様

国土交通省鉄道局
旅客輸送業務監理室

緊急事態宣言解除後の定期乗車券購入等について（依頼）

今般、緊急事態措置を実施すべき区域に指定されていた北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉の5都道県が5月25日に解除されたことから、緊急事態措置についてすべての区域が解除されました。

この緊急事態宣言の解除を受け、今後、学校等の休校措置も段階的に解除されていくなかで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため2月以降に行われた学校等の一斉臨時休校に伴う通学定期乗車券の払戻し手続き、および新規の通学定期乗車券の購入手続きのため、鉄道駅の定期券うりば等に利用者が集中し、混雑することが予想されるところであります。

これについて、緊急事態宣言解除後においても、鉄道事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組等を行うこととしており、例えば、一部鉄道事業者においては、定期乗車券のネット事前申込みや定期乗車券購入申込書の事前記入による持参、また最寄り駅以外の混雑していない駅での購入といった、鉄道駅の密集等を避けた通学定期券の購入等について利用者に向けて案内しております。

つきましては、管轄の学校等に対し、別添の取組事例を紹介するとともに、学校等からも生徒・学生に対し、密集・密接を避けた通学定期券の購入等について案内をして頂くよう、お願い申し上げます。

注）鉄道事業者における通学定期券購入等の取扱いの詳細については、各社のホームページや駅等の案内などをご確認下さい。

（別添「（参考）おもな鉄道会社のホームページ」）

参考事例① JR東日本

新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券についてのご案内

- I. 定期乗車券の払いもどし・新規ご購入に関するご案内
- II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例
- (1) 「**通学定期乗車券**※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い
※ 当該通学定期券の有効期間中に 2020 年 2 月 28 日を含むものに限る
- (2) 「**通勤定期乗車券**」又は「(1)以外の通学定期乗車券」の取扱い
- III. 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

I. 定期乗車券の払いもどし・新規ご購入に関するご案内

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、**定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に**お済ませください

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業や休校等に伴い、通勤・通学定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の払いもどしは、新たに定期乗車券をご購入になる前又はご購入と同時に窓口でお済ませいただきますようお願いいたします。

有効期間が終了した（まだ払いもどしをお受けになっていない）Suica 定期乗車券と同一の Suica カードを使用し新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報は消去され、払いもどしをお受けいただくことはできません。

※ 既にご利用になった期間により、払いもどし額が無い場合がございます。詳しくは「II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例」をご覧ください。

- 新規の定期乗車券のご購入には、**あらかじめお求めになる区間等を入力・予約いただける「ネット d e 定期」（インターネット定期券申込サービス）**をぜひご利用ください

パソコン・スマホや携帯電話からの簡単操作で、事前にインターネットで申込みを完了しておくと、JR 東日本の駅の指定席券売機または JR 東日本の駅のみどりの窓口で定期乗車券をスピーディーにご購入 & お受取りになることができます。

旧定期乗車券の払いもどしと同時に新規の定期乗車券をお求めの場合であっても、購入申込書の記入を省略できます。

インターネット定期券申込サービス

ネット d e 定期

はこちら

<https://www.jreast.co.jp/net-de-teiki/>

- ネット d e 定期のご利用時以外でみどりの窓口で新規の定期乗車券をお求めになる際は、「**定期乗車券購入申込書**」の**事前のご記入・ご持参のご協力**をお願いいたします。混雑緩和へのご理解とご協力をお願いいたします。

政府による非常事態宣言の解除に伴い、定期乗車券の払いもどしや新規にご購入をされるお客さまによる「**みどりの窓口**」の混雑が予想されます。通学定期乗車券は JR 東日本各駅の「みどりの窓口（又は一部の駅の券売機）」でお求めいただけます。

密集・密接を防止するほか、お待ちいただく時間の短縮のため、「みどりの窓口」で定期乗車券をお求めになる際は、「**定期乗車券購入申込書**」の**事前のご記入・ご持参**にご協力をお願いいたします。

「定期乗車券購入申込書」は、**右のリンクからダウンロード**いただくほか、「みどりの窓口」に設置しています。

定期乗車券購入申込書 様式
(通勤定期券・通学定期券兼用)
印刷用 ダウンロード

※ A 4 サイズ等適宜の用紙に印刷・記入し
切り取り線でカットしてご持参ください
※ 通勤・通学定期券どちらのご購入にもご利用いただけます

Ⅱ. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませてください。なお、払いもどし額等のご不明点については、駅窓口の係員におたずねください。

(1) 「通学定期乗車券※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期券の有効期間中に 2020 年 2 月 28 日を含むものに限る

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券（新幹線定期券「FREX パル」を含みます。）を払いもどしされるお客さまについては、**2020 年 2 月 28 日～同年 5 月 25 日の間の日を有効期間に含むもの限り、特例により、2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を最終使用日とみなして 1 カ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、それ以降に当該通学定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は対象外となります。

この取扱いによる払いもどしは、2021 年 5 月 25 日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して 1 年以内）に駅窓口でお受けください。

なお、払いもどしと同時に新規の通学定期券をお求めになる場合は、通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参ください。

定期券の払いもどし額の計算方法

- 2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

- ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月未満の場合
⇒ 払いもどし額はありません。
- ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどし額を算出します。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額＝所定の定期運賃（券面の金額）－使用済み月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ 1 カ月または 3 か月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1 カ月未満の日数は、1 カ月使用したものとして計算します。

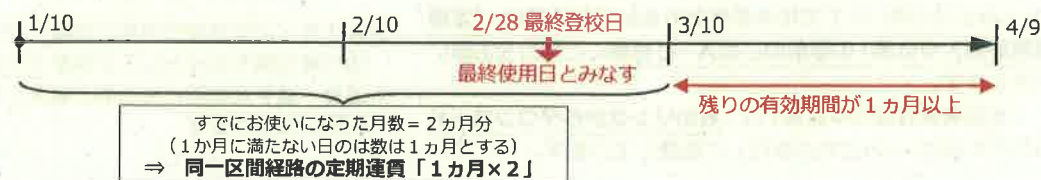
使用した月数	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 カ月	1 カ月×2	3 カ月	1 カ月+3 カ月	1 カ月×2+3 カ月

※ 新幹線定期券「FREX パル」及び有効開始日から 7 日以内の通学定期券は計算方法が異なる場合があります。

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

払いもどし額の計算例

- 2020 年 1 月 10 日から 3 か月有効の新宿⇄東京（中央線経由）通学定期券[高校生]で、2020 年 2 月 28 日を最終登校日として、以降休校となった場合
⇒ 2 月 28 日を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した 2 か月分の定期運賃と手数料 220 円を差し引いた残額を払いもどし
⇒ 11,820 円（発売額）－（4,140 円[1 カ月]×2）－220 円（手数料）＝3,320 円（払いもどし額）



(2) 「通勤定期乗車券」又は「(1)以外の通学定期乗車券」の取扱い

2020 年 4 月 7 日に政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、通勤定期券又は大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び(1)以外の小中学校、高校、特別支援学校に通学する定期乗車券（新幹線定期券「FREX」「FREX パル」を含みます。）を払いもどされるお客さまについては、**2020 年 4 月 7 日～同年 5 月 25 日の間の日を有効期間に含むものに限り、2020 年 4 月 8 日以降当該定期券をご利用になっていない場合、**特例により次に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1 カ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後 7 日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、当該日以降に当該定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。なお、この取扱いによる払いもどしは、2021 年 5 月 25 日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して 1 年以内）に駅窓口でお受けください。

【定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日】

- ① 2020 年 4 月 7 日以前に有効開始となる定期券の場合
2020 年 4 月 7 日
※ ただし、2020 年 4 月 8 日以降の日に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日とします。
- ② 2020 年 4 月 8 日以降に有効開始となる定期券の場合
 - ア 定期券が未使用の場合
当該定期券の有効開始日の前日
 - イ 定期券を既に使用した場合
当該定期券を最後に使用した日

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

Ⅲ. 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

政府による非常事態宣言の解除に伴い、定期乗車券の払いもどしや新規にご購入をされるお客さまによる「みどりの窓口」の混雑が予想されます。**通学定期乗車券は JR 東日本各駅の「みどりの窓口（又は一部の駅の券売機）」でお求めいただけます**ので、混雑緩和へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校が休校となっていたこと等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、**当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。**
 - ① 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合
 - ② 既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合
- 学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。

高等学校・中学校・小学校用の通学定期券をお持ちのお客様へ

新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどされるお客様については、特例によりその払いもどしのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日をお申し出日とみなして、弊社の規定により計算した額（3ページ目の「定期券の計算方法」参照）を払いもどいたします（220円の手数料がかかります）。

なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。新年度から同じ区間の通学定期乗車券を購入される場合にはその際に駅窓口にお申し出ください。

- 通学定期券には、新幹線定期券（FREX パル）・特急用定期券（パスカル）を含みます。
- 休校期間の延長等の理由により、新学期に向けて購入した未使用の通学定期券を払いもどされる場合も同様にお取り扱いします。
- この取扱いは高校生、中学生、小学生及び特別支援学校生が対象となります。
- これまでご使用を見合わせていた通学定期券を学校再開に伴いご使用になられた場合は、定期券の最終使用日が再開後に使用された日となり、払いもどし額が少なくなる（または無くなる）場合がございますので、お手持ちの定期券をそのままご使用される場合は、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いします。

定期乗車券（通勤・通学〔大学生等を含む〕）・普通回数券をお持ちのお客様へ

緊急事態宣言に伴う定期券・普通回数乗車券の払いもどしについて

1. 通勤、通学定期乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け通勤や通学を取りやめたお客様で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりその払いもどしのお申し出日に関わらず、4月7日以降の最終使用日をお申し出日とみなして、弊社の規定により計算した額（3ページ目の「定期券の計算方法」参照）を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- (2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。次に定期乗車券を購入される予定があるお客様はその際に駅窓口にお申し出ください。

これまでご使用を見合わせていた定期券を通勤・通学の再開に伴いご使用になられた場合は、定期券の最終使用日が再開後に使用された日となり、払いもどし額が少なくなる（または無くなる）場合がございますので、お手持ちの定期券をそのままご使用される場合は、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 普通回数乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます。）のご利用を取りやめ、払いもどしをされるお客様で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりそのお申し出日に関わらず、きっぷの有効期間内に払いもどしの申し出をいただいたものとみなして、弊社の規定により既にお支払いいただいている普通回数旅客運賃から券面区間に対する片道普通旅客運賃にご使用になられていた券片数を掛け合わせた額を差し引いた残額を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- (2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む普通回数乗車券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

西日本旅客鉄道株式会社

定期券の払戻額の計算方法

● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終使用日が4月8日だった場合

① 4/8以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合

⇒ 払戻額はありません。

② 4/8以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、払戻額がない場合もありますのであらかじめご了承ください。

払戻額＝通常の定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせで算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

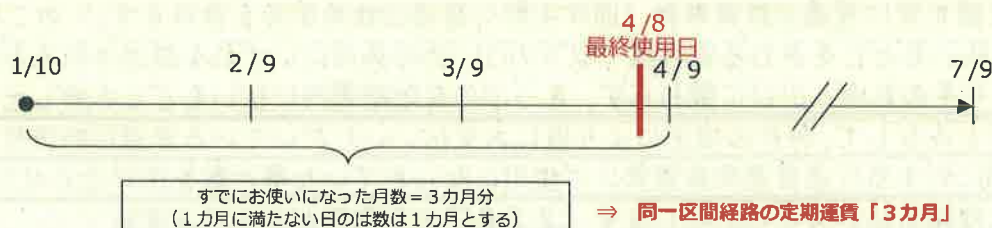
使用した月数	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 カ月	1 カ月 × 2	3 カ月	1 カ月 + 3 カ月	1 カ月 × 2 + 3 カ月

計算例

2020 年 1 月 10 日から 6 カ月有効の 大阪⇄高槻（JR 京都線経由）通勤定期券の場合

⇒ 4/8 を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した 3 カ月分の定期運賃と手数料 220 円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 38,020 円（発売額）－22,580 円（3 カ月）－ 220 円（手数料）＝15,220 円払いもどし



● 有効開始日から 7 日以内の取り扱い

有効開始日から 7 日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料 220 円を差し引いた残額を払いもどしいたします。

計算例：2020 年 4 月 4 日から 1 カ月有効の 大阪⇄高槻（JR 京都線経由）通勤定期券の場合

⇒ 4/8 に払いもどし申し出があった場合、発売額から既に使用した 5 日間分の往復普通運賃と手数料 220 円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 7,920 円（発売額）－（520 円（往復普通運賃）× 5 日）－ 220 円（手数料）＝5,100 円払いもどし

● 参考

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

※ 定期券の 1・3・6 カ月のそれぞれの定期運賃は[こちら](#)でお調べいただくことができます。

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言解除に伴う通学定期券の購入等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、多くの学校が再開される見込みとなりました。学校再開当日は定期券を購入されようとするお客様で駅窓口の混雑が予想されます。

つきましては、円滑に通学定期乗車券を購入いただけるよう、通学の日が決まりましたら、以下によりお早めに駅の窓口にお越しくださいますようお願い申し上げます。

1 購入可能日

有効期間開始日の2週間前（14日前）から購入いただけます。

※ 学校再開当日は駅の窓口が大変混雑し、通学定期乗車券を購入いただけない恐れがありますので、可能な限り、前日までに購入していただきますようお願い致します。

2 購入時に必要なもの

(1) 新規購入（新入生の方、通学区間が変更となる場合等）

通学証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書の提示含む 以下同じ）の提出と、駅に備え付けの**定期乗車券・ICOCA 定期券購入申込書**に必要事項を記入して提出してください。

なお、一旦通学定期券を購入してすでに払いもどししている場合で、払いもどしの際にお渡ししている書類（払いもどし証明書や券面コピー等）をお持ちの方は駅窓口の係員にお申し出ください。

※ なお、学生証等に写真の添付が出来ていない場合でも使用していただけます。

(2) 継続（進級）時（例、新2年生、新3年生等となる場合で、継続する旧通学定期乗車券がある場合）

学生証等の提示と、旧通学定期乗車券の提出及び、駅に備え付けの定期乗車券・ICOCA 定期券購入申込書に必要事項を記入して提出してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため学校が休校となっていたため通学証明書等の更新ができず有効期限が切れている場合は、特例として係員が通学区間と在学の確認を行い、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。

※ (1)と同様に払いもどしの際にお渡ししている書類（払いもどし証明書や券面コピー等）をお持ちの場合は駅窓口の係員にお申し出ください。

※ (1)と同様に学生証等に写真の添付が出来ていない場合でも使用していただけます。

※ 乗車区間が変更になる場合や、旧通学定期乗車券、学生証等の提示が出来ない場合はと(1)と同様に通学証明書が必要となります。

通学定期券購入時に必要なものの詳細につきましては、「[こちら](#)」でご確認ください。

3 購入方法

購入は、児童生徒の皆さまはもちろん保護者の方でも購入いただけます。第2項に記載している購入時に必要なものをご持参ください。購入可能な駅に制限があります。詳しくはJRおでかけネット「[駅情報](#)」をご覧ください。

4 その他

(1) 一斉休校や、緊急事態宣言による外出自粛で使用できなかった通学定期乗車券の払いもどしには、**ICOCA 乗車券等・再発行・払いもどし・変更申込書**に必要事項を記入して提出いただきます。また、公的証明書により本人確認をさせていただきますのでご持参をお願い致します。

保護者の方が未成年の方の定期乗車券を払いもどす場合、未成年の方との関係性を確認させていただきますので、保護者の方と児童生徒の方の保険証等の関係性を確認できる証明書のご持参をお願い致します。

(2) 「定期乗車券・ICOCA 定期券購入申込書」及び「ICOCA 乗車券等・再発行・払いもどし・変更申込書」は駅に備え付けておりますが、「[こちら](#)」から印刷したものもご使用いただけます。

(参考) おもな鉄道会社のホームページ (URL)

【JR】

JR 北海道 : <https://www.jrhokkaido.co.jp/>

JR 東日本 : <https://www.jreast.co.jp/>

JR 東海 : <https://jr-central.co.jp/>

JR 西日本 : <https://www.westjr.co.jp/>

JR 四国 : <https://www.jr-shikoku.co.jp/>

JR 九州 : <https://www.jrkyushu.co.jp/>

【大手民鉄】

東武鉄道 : <https://www.tobu.co.jp/>

西武鉄道 : <https://www.seiburailway.jp/>

京成電鉄 : <https://www.keisei.co.jp/>

京王電鉄 : <https://www.keio.co.jp/>

小田急電鉄 : <https://www.odakyu.jp/>

東急電鉄 : <https://www.tokyu.co.jp/image/information/pdf/20200421.pdf>

京浜急行電鉄 : <https://www.keikyu.co.jp/report/2020/525.html>

東京地下鉄 : <https://www.tokyometro.jp/index.html>

相模鉄道 : <https://www.sotetsu.co.jp/>

名古屋鉄道 : <https://top.meitetsu.co.jp/>

近畿日本鉄道 : <https://www.kintetsu.co.jp/>

南海電気鉄道 : <http://www.nankai.co.jp/>

京阪電気鉄道 : <http://www.keihan.co.jp/traffic/>

阪急電鉄 : <https://www.hankyu.co.jp/topics/details/1148.html>

阪神電気鉄道 : <https://rail.hanshin.co.jp/>

西日本鉄道 : <http://www.nishitetsu.jp/>